

京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム整備業務の一般競争入札
に係る説明書

- 1 入札説明書
- 2 委託契約書（案）
- 3 業務仕様書
- 4 一般競争入札参加資格確認申請書
- 5 宣誓書
- 6 入札書
- 7 委任状
- 8 質問書

入札説明書

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム整備業務
 - (2) 委託業務の仕様等
「京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム整備業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおり
 - (3) 委託期間
契約締結日から令和3年3月31日まで
 - (4) 納入場所
京都府立医科大学附属病院（京都市上京区河原町通広小路上ル梶井町465）
- 2 契約事項を示す場所等
 - (1) 契約事項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465
京都府公立大学法人京都府立医科大学附属病院経営企画課情報担当
電話番号 (075)251-5254
電子メールアドレス：iryojoho@koto.kpu-m.ac.jp
 - (2) 入札説明書の配布日時及び場所
 - ア 日時 令和2年12月1日（火）から
 - イ 場所 京都府立医科大学ホームページ上(<https://www.kpu-m.ac.jp/>)または京都府立医科大学附属病院ホームページ上(<https://www.h.kpu-m.ac.jp/>)
 - ウ その他 仕様書の一部については、ホームページ上に掲載せず、メールにて配布するため、希望される場合は、2（1）の担当あてメールをすること。
※なお、件名は「京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム整備業務における仕様書希望」とし、会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- 3 入札に参加できない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 4 入札に参加するために必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものに限る。
 - ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - イ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。）
 - (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

- (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (キ) 暴力団及び(ア) から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

- (2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (3) 病床数500床以上の医科系大学の附属病院又はこれに類する病院で、放射線画像読影システム整備業務の契約実績を有すること。
- (4) 令和2年4月1日において、直前2営業年度以上の営業を有すること。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、入札参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付期間等

ア 交付期間

2の(2)に同じ。

イ 交付場所

2の(1)に同じ。

ウ 交付方法

2の(2)に同じ。

(2) 申請書の提出期間等

ア 提出期間

令和2年12月1日(火)から令和2年12月10日(木)まで(土日祝除く)

イ 提出場所

(1)のイに同じ。

ウ 提出方法

提出期間中の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出するものとし、持参に限る。

なお、事前に担当課あて電話連絡の上、持参すること。

エ 添付書類

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (ア) 商業登記事項証明書及び定款(発行日から3ヶ月以内のものに限る)
- (イ) 府税納税証明書又は滞納がないことを示す書類(写し可/発行日から3ヶ月以内のものに限る)
- (ウ) 消費税及び地方消費税納税証明書(写し可/発行日から3ヶ月以内のものに限る)

- (エ) 営業経歴書及び営業実績調書（令和2年4月1日現在）
- (オ) 会社概要
- (カ) 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）（直近2年分）
- (キ) 委任状 ※権限を支店長等に委任する場合（別紙様式）
- (ク) 宣誓書（別紙様式）
- (ケ) 4(3)に該当することがわかる書類（契約書の写し等）

オ 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めるところがある。

カ その他

申請書等の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 質疑・回答

(1) 質問受付期間

令和2年12月1日（火）から令和2年12月10日（木）午後5時まで

(2) 質疑方法

書面又は電子メールにより、2(1)の担当部署に提出すること。

(3) 質疑様式

様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は、「京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム整備業務に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

エ 質問に対する回答は仕様書の一部となる。また、回答への質問は受け付けない。

(4) 回答

資格審査の結果通知に同封し、入札参加資格者あてに文書で通知する。

7 参加資格を有する者への名簿への登載

3及び4について参加資格があると認定された者は、京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム整備業務に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

8 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

9 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、8による資格審査の結果を通知した日から令和2年12月31日までとする。

10 参加資格の継承

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3に該当する者を除く。）は、その者が、営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると京都府公立大学法人理事

長（以下「理事長」という。）が認めたときに限り、その参加資格を継承することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の家族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後存続する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を継承しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他理事長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知するものとする。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その参加資格を取消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。

その代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了をするために必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時 令和2年12月16日（水）午前11時

イ 場所 京都市上京区河原町通広小路上ル梶井町465
京都府立医科大学附属病院 かもがわ会議室（C病棟3階）

(2) 入札の方法

ア 持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印（外国

人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。
以下同じ。) をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）及び「京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム整備業務入札書在中」と朱書し、封筒の開封部を封印すること。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

キ 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 郵送による入札の方法

ア 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限 令和2年12月14日（月）午後5時まで

(イ) 提出先 〒602-8566京都市上京区河原町通広小路上ル梶井町465
京都府公立大学法人京都府立医科大学附属病院経営企画課情報担当

イ 入札書の郵送・收受その他入札に付するまでの取扱いは、次によるものとする。

(ア) 入札書は、(2)ウにより作成すること。

(イ) 入札書は、審査結果通知書の写しとともに、郵送用封筒に封入し、入札書が在中している旨を朱書きし、京都府立医科大学附属病院経営企画課情報担当あて書留により郵送すること。

(ウ) 入札書を代理人名で提出するときは、郵送用封筒に委任状を同封すること。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

(エ) 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできない。

(4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(5) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(6) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

(7) 入札者は、入札説明書並びに業務仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「業務仕様書等」という。）を熟知のうえ入札しなければならない。

(8) 入札に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(9) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入

場することはできない。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札
- ウ 入札書の受領期限までに到着しない入札
- エ 委任状を持参しない代理人による入札
- オ 記名押印を欠く入札
- カ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
- キ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
- ク 入札に関し不正な利益を得るための連合その他不正な行為をした者の入札
- ケ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札

(11) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となすべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときはこれに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

13 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

14 入札保証金

免除する。

15 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

16 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納めることとする。ただし、落札者が京都府公立大学法人契約管理要綱第31条第2項各号に該当する場合は免除する。

17 契約書の作成の要否

要する。（別添契約書案により作成するものとする。）

18 その他

(1) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でな

- いことが判明したときは、落札決定を取消することができる。
- (2) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。

委託契約書

収 入

印 紙

京都府公立大学法人を甲とし、〇〇〇〇〇〇を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり委託契約を締結する。
(契約要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- 委託業務の名称、内容等
京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム整備業務
- 委託料 〇〇〇〇〇〇円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇〇〇〇円)
- 委託期間 令和2年〇〇月〇〇日から
令和3年3月31日まで
- 契約保証金 〇〇〇〇〇円
- 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年2.6パーセント

(契約保証金)

第1条の2 甲は、前条第4号の契約保証金を第8条第1項の遅延賠償金及び第11条第1項の違約金に充当することができる。

2 甲は、第5条の検査終了後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。

(業務の処理の方法)

第2条 乙は、別添の「京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム整備業務仕様書」(以下「仕様書」という。)により委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(処理状況の調査等)

第3条 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(委託業務の内容の変更)

第4条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(業務完了報告及び検査)

第5条 乙は、業務を完了したときは、直ちに甲に業務完了報告書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日(以下「検査期間」という。)以内に業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託料の支払)

第6条 乙は、前条の検査に合格したときは、甲に対して書面をもって委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に委託料を支払わなければならない。

3 甲は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(検査の遅延)

第7条 甲が第5条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超え

る場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第3項及び第4項の例により計算した金額を乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

第8条 乙は、その責めに帰すべき理由により第1条第3号の期間内に業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、第1条第2号の委託料に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。この場合において、端数処理の計算方法については、第6条第4項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例(平成23年京都府条例第29号)」と読み替える。

2 前項の日数には、検査に要した日数は、これを算入しない。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第4条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(談合等による解除)

第10条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
- (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
- (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(違約金)

第11条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。

- (1) 第9条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能とな

ったとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、第9条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、委託料の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

（損害賠償）

第12条 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（損害賠償の予定）

第13条 乙は、第10条各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、委託料の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

（期限の利益の喪失）

第14条 第11条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

（相殺予約）

第15条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（権利の譲渡等）

第16条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第17条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（権利の帰属）

第18条 委託業務の遂行により乙から甲に納入された納入物品（以下「成果物」という。）のうち、有体物に係る所有権は、第5条に規定する検査の完了をもって甲に帰属するものとする。

2 ソフトウェア開発による成果物の著作権については、次のとおりとする。

(1) 成果物のうち、新規に作成されたプログラムの著作権は、当該プログラムに関する第5条に規定する検査の完了をもって乙から甲に譲渡されたものとする。

(2) 成果物のうち、乙が従前から保有していたプログラムを改変して作成したプログラムの著作権は、当該改変前のプログラムの著作権者に帰属するものとする。

(3) 成果物のうち、乙が従前から保有していたプログラムを改変して作成したプログラムは、著作権法（昭和45年法律第63号）第47条の2の規定により、甲が自ら対象ソフトウェアを使用するために必要な範囲で、これを自由に複製又は翻案（これにより創作した2次著作物の複製も含む。）することができる。

(4) 成果物のうち、新規に作成したプログラムの構成部品であるルーチン、モジュール、関数、型等（以下「プログラム構成部品」という。）で乙が従前から有していたプログラム構成部品の著作権及び新規に発生したプログラム構成部品の著作権は、乙に帰属するものとする。この場合、乙は甲に対し、当該プログラム構成部品について、対象ソフトウェアを使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を許諾するものとする。

3 乙は、甲による成果物の利用に対し、成果物に関する著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに

規定する権利) を行使しないものとする。

(秘密の保持)

第19条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第19条の2 委託業務において個人情報を取り扱うときは、次の各号によるものとする。

- (1) 乙は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。
- (2) 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (3) 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。
- (4) 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- (5) 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。
- (6) 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報の滅失及びき損の防止に関する措置を講じなければならない。
- (7) 乙は、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理してはならない。ただし、甲が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該作業場所における個人情報の安全確保の措置の内容を甲に届け出て、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (8) 乙は、この契約による事務の処理その他この契約の履行に関し、個人情報が記載された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、き損及び滅失を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。
- (9) 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、その契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- (10) 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中はもとより退職後においても、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、京都府個人情報保護条例(平成8年京都府条例第1号)により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、個人情報の適正管理の徹底が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- (11) 甲は、必要があると認めるときは、この契約による個人情報の取扱いの状況について、乙に報告させ、又は随時実地に調査することができるものとする。
- (12) 甲は、この契約による個人情報の取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとし、乙は、その指示に従わなければならない。
- (13) 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(かし担保)

第20条 甲は、第2条に基づく成果物にかしがあるときは、乙に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第5条に規定する検査の完了引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 甲は、引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

4 甲は、第1項のかしにより滅失又はき損したときは、第2項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、かしが支給材料の性質又は甲若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、乙がその指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限り

でない。

(関係法令の遵守)

第21条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働契約法（平成19年法律第128号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

(協議)

第22条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年〇〇月〇〇日

甲 京都府公立大学法人
住 所 京都市上京区河原町通広小路上ル梶井町465
氏 名 理事長 金 田 章 裕 ⑩

乙 住 所 〇〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇〇〇 ⑩

京都府立医科大学附属病院 遠隔読影システム整備業務仕様書

内 訳

- ・ 京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム整備業務特記仕様書
- ・ 京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム仕様書一覧

京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム整備業務特記仕様書

第1 業務概要

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、持続的・安定的な放射線画像読影医による放射線レポート作成を維持するため、遠隔地からでも院内のサーバにセキュアにアクセスし、放射線画像を閲覧してレポートを作成するシステムを整備する。

2 業務名

京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム（以下「遠隔読影システム」という。）整備業務

3 業務内容

遠隔読影システムの整備

（端末設定、検証、本番テストを含む。）

4 契約期間

契約締結日から令和3年3月31日まで

第2 システム構築要件

1 基本要件

- (1) 遠隔地（放射線画像読影医の自宅など）からでも迅速に当院が指定する VPN 接続方式を用いてセキュアにアクセスし、放射線画像を閲覧してレポートを作成するシステムを整備すること。
- (2) 整備工事の際は、現場の運用に支障が出ないよう作業を進めること。
- (3) 外部からアクセスする際にレポートやビューアに表示される個人情報は匿名化して表示すること。
- (4) 放射線読影レポートを作成するにあたり必要な放射線画像データを速やかに閲覧可能な性能を有すること。
- (5) 遠隔読影システム端末からの VPN 接続は有線接続のみとし、無線 LAN は使用不可とし、増設も出来ない設定とすること。
- (6) 遠隔読影システム端末からの VPN 接続は端末起動時に自動的に接続され、容易に変更出来ないようにすること。
- (7) 遠隔読影システム端末の使用者が BIOS 設定や OS レジストリ等、容易に設定変更が出来ないようにすること。
- (8) その他、設置に伴い使用する機器及びケーブル、部材等も必要分用意すること。
- (9) データの流出、改ざんを防止するシステムを実現すること。
- (10) 安定的な稼働が保証できるシステム、機器であること。
- (11) 本特記仕様書に明記されていない事項についても、当然備えるべき事項については含まれるものとする。
- (12) 成果品として、第3 その他 1の項に記載の物を完成図書として提出すること。
- (13) システム導入後、遠隔読影システム端末の設置・配線方法について当院に説明すること。
- (14) 遠隔読影システム端末にて閲覧した画像データは遠隔読影システム終了時に速やかに消去し、遠隔読影システム端末内に保持しないこと。

(15) 当院の運用管理規定等のセキュリティポリシー及び厚生労働省の最新の医療情報システムの安全管理に関するガイドラインに常に準拠し、京都府個人情報保護条例が定める関係規定を遵守すること。

2 調達機器及びシステムの機能

別添遠隔読影システム仕様一覧のとおり

なお、受託者は本システムが稼働するために必要な作業を全て行うこと。また、別添仕様書は主要機器等を示したもので、本機器構成上当然備えるべきものについては含まれるものとする。

3 納入要件

- (1) 採用するOSは、信頼性、セキュリティの確保等に適したものであること。
- (2) 導入するシステムは、5年以上業務を遂行するのに十分な機能を持ち安定稼働が可能なハードウェア及びソフトウェアを導入すること。
- (3) 納入するハードウェア及びソフトウェア類は、スペック等を明らかにして、事前に本院の承諾を得ること。
- (4) 納入するハードウェア及びソフトウェアの不具合の対応について、初期の不具合が発生した場合（本院の責めに帰す場合を除く）、不具合の特定を行い、本院にその詳細な報告及び了解を得た上で、納入検査確認後1年間無償で、5保守業務の項に記載する必要な措置を行うものとする。なお、本整備で調達する機器は、稼働後5年間程度利用予定であるが、現在更新時期が未決定である次期遠隔読影システム等の整備時期まで安定稼働できるよう可能な限りサポートすること。
- (5) 端末設定（ディスプレイを含む）、メモリ増設、ソフトウェアのインストール、現地調整作業等の必要な工事等は全て含むものとする。

4 納入設置作業

必要に応じてサーバ機器類の各種設定、ネットワーク接続及びソフトウェアのインストール作業を行うこと。作業を実施するに当たっては、本院と事前に調整すること。

5 保守業務

納入検査確認後、1年間以下の保守業務を行うこと。なお、これに要する経費も本調達に含めること。

(1) 対応時間

- ・24時間365日受付可能な電話窓口を設けること。
- ・平日（土・日・祝祭日を除く）の8時30分から17時30分の間に連絡を受けた障害については全て対応すること。この時間以外に発生した障害についても、当院と別途調整の上、必要な場合は対応を行うこと。なお、この対応はリモートメンテナンス等でも良いこととする。
- ・問合せに対しては原則2営業日以内に返信を行うこと。

(2) 障害対応

- ・受託者が納入したソフトにおいて障害が発生した場合は、直ちに復旧回復のために必要な措置を行うこと。ソフト障害において、配信ソフト等の運用ツールの利用が有効な場合は、当院のシステム運用委託者と協力して、必要な措置を行うこと。

(3) ソフトのバージョン管理

- ・納入ソフトのバージョン管理を行うこと。
- ・納入ソフトについてバージョンアップがあった場合には、速やかに当院に報告する

とともに、無償バージョンアップソフトについては速やかに当院に提供すること。

- ・バージョンアップに配信ソフト等の運用ツールの利用が有効な場合は、その利用を妨げない。なお、これによりがたい場合は、受託者において必要な作業を行うこと。

(4) 障害切り分け作業

- ・障害の切り分け等において、関係業者から求められたときは、必ず必要な協力を行うこと。

(5) 報告

- ・保守管理業務を行ったときは、その都度当院に対して実績報告書を提出すること。特に障害対応作業完了後は、必要に応じて詳細な対応内容と再発防止策について当院に報告すること。

- ・障害や問い合わせ等の対応状況を管理する台帳を作成し、対応状況を随時報告すること。

- ・当院が求めた際には、報告会を開催し、対応状況を報告すること。

(6) 保守管理区分

- ・受託者は、納入した全てのソフトについて、保守管理を行うこと。

- ・当院が提供する開発プログラム及び他システムプログラムに関する保守管理は含まない。

(7) 使用機器、材料の負担区分

- ・保守作業に使用するハードウェア、ソフトウェア及び消耗品は、受託者において用意すること。（トラブル対応として備蓄する代替機を含む。）

(8) システム操作方法の支援

- ・操作方法の問い合わせに随時対応すること。

- ・当院側の誤操作による障害時の回復作業もしくは、原因不明時の回復作業を支援すること。

(9) クライアント接続障害対応

- ・システムに接続できない場合の原因調査を行うこと。

- ・対応方法の調査及び回答を行うこと。

(10) システムの不具合による障害対応

- ・不具合内容の確認及び原因調査を行うこと。

- ・システムの不具合やソフトのバグに係るパッチ対応やバージョンアップ対応を行うこと。

(11) システムの不具合情報通知

- ・システムの不具合を検知した際は、速やかに当院に通知すること。

(12) 定期点検

- ・システムが安定して稼働できるよう、必要に応じて点検を行うこと。

(13) マスタ変更等

- ・当院が求めた際には、必要に応じてマスタ追加・変更対応を行うこと。（インストール作業を含む）

6 その他

- ・システムの運用管理及び各種機器の操作方法等について、本院に説明すること。

- ・受託者は、常に業務スタッフの健康管理に注意し、受託者の負担において、労働安全衛生法に基づき、業務スタッフの健康診断を実施するとともに、伝染病の疾病など

に罹患した者を業務に従事させてはならない。また、院内感染対策上、院内で作業を行うスタッフは、原則としてインフルエンザ等の予防接種を行うこと。

第3 その他

1 次の成果物を提出すること。提出部数は、別途本院と協議して決定すること。

- (1) システム設計書
- (2) テスト報告書
- (3) 運用マニュアル
- (4) 操作マニュアル
- (5) システム導入手順書
- (6) 納品物一覧（機器製造番号、MAC アドレスの記載要）

京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム仕様一覧

項番	要求仕様
1	遠隔読影システム
1 - 1	構成の概要
1 - 1 - 1	有事や緊急時など対策として遠隔画像診断読影の対応し利便性を高めること。
1 - 1 - 2	外部からアクセスするレポートやビューアは、匿名や仮名化モードで表示すること。
1 - 1 - 3	外部からアクセスするユーザは画像出力が行えないようにすること。
1 - 2	画像参照システム
1 - 2 - 1	画像参照ビューアは、以下の要件を満たすこと。
1 - 2 - 2	外部からのアクセスは、当院のルールに基づいてVPN経由でアクセスすること。
1 - 2 - 3	患者名や電子カルテ番号、患者生年月日は匿名化または非表示とすること。
1 - 2 - 4	外部からアクセスする場合でも同時に過去データが参照できること。
1 - 2 - 5	ビューワ上に表示している画像とスカウト画像は、連動できること。
1 - 2 - 6	サムネイル画像をバーチャルスクリーンや診断用モニタ画面にドラッグ&ドロップすることで、検査シリーズの表示順を変更する機能(電子シャカステン機能)を有すること。
1 - 2 - 7	スライス位置、拡大率、移動、FOVなどの同期表示が可能であること。なお、スライス位置は座標計算により近傍位置の画像を連動させる機能を有すること。
1 - 2 - 8	クライアント上で3D/MIP/MPR機能を追加ソフトウェア無しで利用できること。
1 - 2 - 9	解剖学的位置を同期させて表示することにより、現在の検査と前回までの検査を十字線を利用しリンクできる機能を装備すること。また2D-2D画像、2D画像とMPR、現在のMPRと過去のMPRでもリンクできること。仮に一致しない場合には再度ヘッダーのみ再インポートする機能も有すること。
1 - 2 - 10	腫瘍追跡アプリケーションは、時系列に管理できる機能を備えること。
1 - 2 - 11	TICや3D-MIPのmpMRIのガイドラインに沿った運用が可能であること。
1 - 2 - 12	外部からのアクセス時には、メディア等への画像出力ができないこと。
1 - 2 - 13	リモートメンテナンス等により、障害による影響を最小限にくい止められる機器構成であること。
1 - 3	所見システム
1 - 3 - 1	所見システムは、以下の要件を満たすこと。
1 - 3 - 2	既存のレポートサーバに対して匿名化の機能拡張すること。
1 - 3 - 3	外部からのアクセス時には、患者名、生年月日、電子カルテ番号は匿名化または表示しないようにすること。
1 - 3 - 4	所見からワンクリックまたは自動で該当検査の画像参照が表示できること。
1 - 3 - 5	1画面で所見作成エリアと過去所見エリアが対比して表示できること。
1 - 3 - 6	過去所見の所見や診断領域の枠には、ポップアップ表示できること。
1 - 3 - 7	レポートにコメントを付加するため当院と同一のレポートシステムと連動できること。
1 - 3 - 8	キー画像は、作成中のレポートに貼付けができること。またショートカットキーでの対応も行うこと。
1 - 3 - 9	外部で所見確定した際にも、当院内で所見確定した際と同様の処理が行えること。
1 - 4	画像表示/レポート用ハードウェア
1 - 4 - 1	読影用途で画像ビューアアプリケーションが動作するモバイルワークステーションを合計6式導入すること。
1 - 4 - 2	以下の仕様に対応すること。
1 - 4 - 3	CPUはインテル® Core™ i7-10750H(6コア)プロセッサ相当以上の性能・機能を有すること。
1 - 4 - 4	15.6インチ LCD ディスプレイ相当を有すること。
1 - 4 - 5	GPUは、Nvidia 社Quadro T2000 w/4GB GDDR6相当以上の性能・機能を有すること。
1 - 4 - 6	主記憶容量は16 GB以上であること。
1 - 4 - 7	OS領域はSSD(256GB以上)に確保されていること。
1 - 4 - 8	OSはWindows 10 Professional相当以上の性能を有した、64bit OSであること。
1 - 4 - 9	ネットワークは1000BASE-T相当以上のポートを有し、通信プロトコルはTCP/IPを実装すること。
1 - 4 - 10	無線LANは、無効にする設定であること。
1 - 4 - 11	Mini DP(1本)、HDMI(1本)、USB 3.2 Gen2 Type-C Thunderbolt 3.0(2本)を有すること。
1 - 4 - 12	ウイルスソフトウェアは、当院と同一のソフトウェアを有すること。
1 - 4 - 13	メーカーサポートを5年間有すること。
1 - 5	拡張モニタ
1 - 5 - 1	27インチカラーモニタ1面の参照用モニタを4台有すること。
1 - 5 - 2	以下の仕様に対応すること。
1 - 5 - 3	DICOM Part 14対応のモニタであること。
1 - 5 - 4	モニタの解像度は3.6MP(2560 x 1440)以上であること。
1 - 5 - 5	10ビットカラー表示に対応すること。
1 - 5 - 6	21.3インチカラーモニタ2面の高精度モニタを1セット有すること。
1 - 5 - 7	メーカーサポートを5年間有すること。
1 - 5 - 8	以下の仕様に対応すること。
1 - 5 - 9	モニタの解像度は2MP(1600 x 1200)以上であること。
1 - 5 - 10	推奨輝度は500cd/m2以上であること。
1 - 5 - 11	JESRA X-0093 B(管理グレード1A)対応していること。
1 - 5 - 12	メーカーサポートを5年間有すること。

項番	要求仕様
1 - 6	音声入力ソフトウェアおよびマイク
1 - 6 - 1	当院で運用中の音声入力ソフトウェア(AmiVoice Ex7 Rad)に対応すること。
1 - 6 - 2	音声入力のマイクは5本準備し、メーカーサポートを1年間有すること。
1 - 6 - 3	音声入力用のマイクはエレクトレットコンデンサーマイクであること。
1 - 6 - 4	音声入力用のマイクはS/N比(signal-to-noise ratio)が70dBA以上であること。
1 - 6 - 5	音声入力用のマイクで録音の開始と停止、一時停止、再生、早送り、巻き戻しができること。
1 - 6 - 6	音声入力用のマイクに再生用スピーカーを有すること。
1 - 6 - 7	音声入力用のマイクにプログラム割り当て可能なキーを1つ以上有すること。
1 - 6 - 8	ログイン時に当院に登録している環境と同一または同等の運用ができること。

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

京都府公立大学法人 理事長 金田 章裕 様

所 在 地

商号又は名称

代表者の職・氏名



令和 年 月 日に入札予定の京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム整備業務に係る一般競争入札に参加する資格について、別添資料を添えて申請します。

確認申請書類作成責任者

氏 名

電話番号

【記載例】

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

京都府公立大学法人 理事長 金田 章裕 様

所 在 地 京都市上京区〇〇町△△1-1

商号又は名称 株式会社京都

代表者の職・氏名 代表取締役社長 京都 太郎 印

社印 代表者印

入札日

令和 年 月 日に入札予定の京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム整備業務に係る一般競争入札に参加する資格について、別添資料を添えて申請します。

確認申請書類作成責任者

氏 名 行政 一郎

電話番号 〇〇〇-△△△-××××

宣 誓 書

令和 年 月 日

京都府公立大学法人理事長 様

申 請 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

実印

受 任 者

住 所

商号又は名称

職・氏名

印

下記の条件をすべて満たしていることを宣誓いたしますとともに、何れかの条件を欠くこととなったとき、入札に参加することを禁止されても何等異議の申立をいたしません。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 申請書の提出期間の最終日から入札の日までの期間に、京都府の指名競争入札について指名停止とされていないこと。
- 3 申請者並びに京都府暴力団排除条例（平成22年京都府条例第23号）第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- 4 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）に該当しないこと。

入 札 書

金 額	¥ _____
業 務 名	京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム整備業務
業 務 内 容	京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム整備業務仕様書による
<p>入札条件を承諾の上、上記のとおり入札します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>京都府公立大学法人 理事長 金田 章裕 様</p> <p>印  </p>	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4（横長）とする。

算用数字で円単位で額を記入し、金額訂正は無効
 (消費税及び地方消費税抜きの金額で記入)

【入札書記載例】

入 札 書

金 額	¥ 〇,〇〇〇,〇〇〇-
業 務 名	京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム整備業務
業 務 内 容	京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム整備業務仕様書による
入札条件を承諾の上、上記のとおり入札します。 平成 年 月 日 住 所 京都市上京区〇〇町△△1-1 氏 名 株式会社京都 代表取締役社長 京都太郎 京都府公立大学法人 理事長 金田 章裕 様	



社印



代表者印

会社印及び代表者印を押印すること

入札日

代理人が入札を行う場合

◎代表取締役社長から営業部長に
委任されている例

住 所	京都市上京区〇〇町△△1-1
氏 名	株式会社京都 代表取締役社長 京都太郎
代理人	営業部長 行政 一郎 (印)

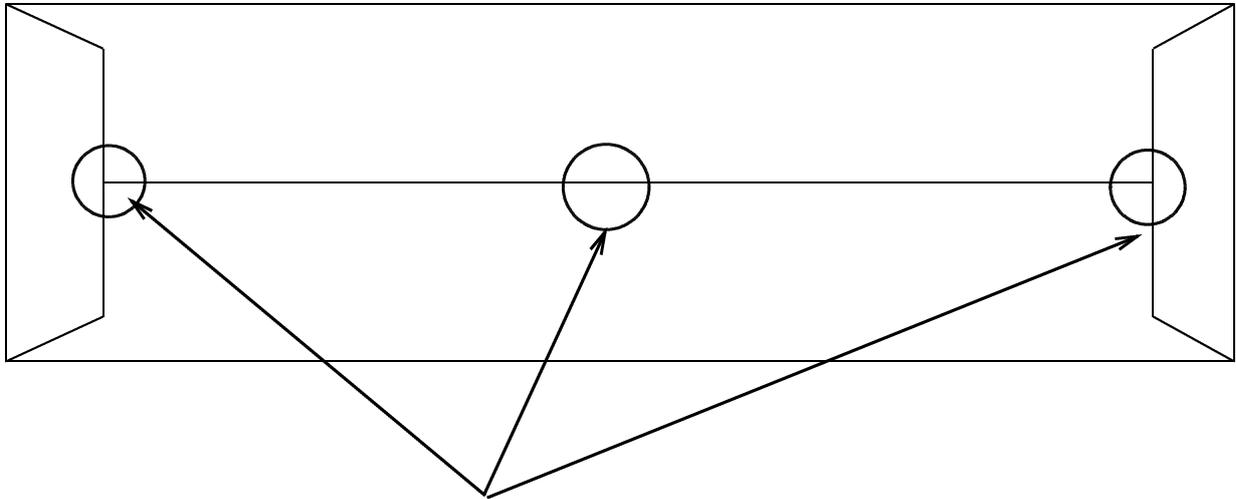
入札書封筒作成例

入札する際は、封筒に入れ密封し、下図のように記入封印してください。

(表)

京都府公立大学法人 理事長 金田 章裕 様	
京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム整備業務	
	入札書在中
	株式会社〇〇

(裏)



三か所に入札者印（代理人の場合は代理人の印）で封印する。

委 任 状

私は、受任者氏名 _____ (代理人
印 鑑) を代理人と定め、
京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム整備業務に係る下記の権限を委任します。

記

委任事項 京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム整備
業務に係る入札及び見積に関する一切の権限

令和 年 月 日

京都府公立大学法人 理事長 金田 章裕 様

住所又は所在地

(ふ り が な)

商号又は名称

(ふ り が な)

委任者の職・氏名

印

印

住所又は所在地

(ふ り が な)

商号又は名称

(ふ り が な)

受任者の職・氏名

印

【記載例】

委 任 状

私は、受任者氏名 行政 一郎 代理人
印 鑑 印 を代理人と定め、
京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム整備業務に係る下記の権限を委任します。

記

委任事項 京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム整備
業務に係る入札及び見積に関する一切の権限

令和 年 月 日

入札日

京都府公立大学法人 理事長 金田 章裕 様

住所又は所在地 京都市上京区〇〇町△△1-1
(ふりがな) (カフシカインキョウト)
商号又は名称 株式会社京都
(ふりがな) (タヒョウトリシマリヤクシヤチヨウキョウトカウ)
委任者の職・氏名 代表取締役社長 京都 太郎

印 印
社印 代表者印

住所又は所在地 京都市上京区〇〇町△△1-1
(ふりがな) (カフシカインキョウト)
商号又は名称 株式会社京都
(ふりがな) (エイトヨウブチヨウキョウゼイイチロウ)
受任者の職・氏名 営業部長 行政 一郎

印
個人印

京都府立医科大学附属病院遠隔読影システム
整備業務に関する質問

日 付 年 月 日
質問者
連絡先

ページ	行	項 目	表 題 ・ 質 問 内 容

- 注) 1 質問受付期間は、以下のとおりです。
令和2年12月1日(火)から令和2年12月10日(木)まで
- 2 質問書は、書面又は電子メールにより、担当部署に提出してください。
 - 3 回答は、資格審査の結果通知に同封し、入札参加資格者あてに文書で通知する。
 - 4 質問事項及び内容は、簡潔・明瞭に記載してください。
 - 5 質問内容を端的に表す表題を質問内容に記載してください。
 - 6 質問がない場合は、提出する必要はありません。期限までに提出のない場合は、質問がないものとして取り扱います。
 - 7 入札、契約手続き等の事務的な事項に関する質問については、担当部署においてお電話でお答えします。
 - 8 この質問書以外での仕様書に関する質問は、受け付けません。
 - 9 質問に対する回答は、仕様書の一部として、入札条件になります。